

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課
指 摘	ア 市有不動産貸付料に係る納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査を受けて、速やかに関係法令を確認し、職員への周知を行ったところである。 今後も富山市会計規則を遵守し、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課
指 摘	イ 立山山麓ドローンフェスティバル開催事業補助金について、富山市補助金等交付規則で補助事業完了後10日以内に事業実績報告書を提出することを定めているが、10日以内に事業実績報告書が提出されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和7年1月、同補助金申請者に対し、改めて富山市補助金等交付規則について説明を行うとともに、今後、提出の遅延がないよう指導し、令和6年度においては、10日以内に実績報告書が提出された。 今後も、富山市補助金等交付規則を遵守し、適切な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課
指 摘	ウ 令和 5 年 4 月の行政組織改正に伴い廃止された公印及び棚卸しにより払出事由不明として払い出された備品について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったなので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 5 年 4 月の行政組織改正に伴い廃止された公印及び棚卸しにより払出事由不明として払い出された備品については、物品棄焼却処分伺を作成し、管財課への通知が完了した。 今後も、富山市物品管理規則及び富山市物品取扱要領に基づき、適切な物品管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課
指 摘	エ 所管する施設の物品現在高調書が作成されていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	物品現在高調書未作成の施設については、備品台帳を確認するとともに令和 6 年度末時点より作成した。 今後も、富山市物品管理規則、富山市物品取扱要領に基づき、適正な備品管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
商工労働部 観光政策課	
指 摘	
オ 備品の管理について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) テレビについて、備品台帳に記載されていなかった。 (イ) 契印について備品台帳に記載されておらず、また、行政組織改正に伴いコンベンション・薬業物産課へ引き継いだ時に、管理換えの手続きを行っていなかった。	
措 置 状 況	
(ア) テレビについての備品台帳への記載漏れについては、現在高の確認を行い、無償譲渡による受入れ及び棚卸しにより判明し払出ししたテレビについて記載し、備品台帳の作成が完了した。 (イ) 契印の備品台帳への記載漏れ及び管理換えの手続き漏れについては、コンベンション・薬業物産課に管理替え手続きを行い、備品台帳にもその内容を反映させたところである。 今後も、富山市物品管理規則及び富山市物品取扱要領に基づき、適切な物品管理を行ってまいりたい。	

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課
指 摘	カ 災害応急作業等手当において、事務従事者が申請を行わなかったことにより過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	災害応急作業等手当の過小支給について、該当の事務従事者に申請を行うよう周知し、該当者全員の申請が令和 7 年 2 月支給分の給与にて完了した。 今後も、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の特殊勤務手当支給規則に基づき、適切な給与管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 3 関係

監査委員の意見に対する回答

監査対象	
商工労働部 観光政策課	
意見	指定管理施設である岩稲ふれあいセンターについて、富山市岩稲ふれあいセンター条例で定める休館日は、第2月曜日及び第4月曜日、1月1日とされているところ、宿泊利用者等の利便性向上と売上促進を図るため、条例に基づき指定管理者から休館日の臨時の変更にかかる申請を受けており、通年で第2月曜日及び第4月曜日を開館日としている。 また、牛岳温泉健康センターについては、富山市牛岳温泉健康センター条例で休館日は規定されていないものの、施設の老朽化に伴い定期的なメンテナンスが必要であるため、条例に基づき、臨時の休業の手続きを行い、通年で毎週火曜日を休館日としている。 これらの施設においては、休館日等の変更が通年に及んでおり、条例に定める休館日等の臨時の変更であると言い難いことから、規定に沿った施設運営が行われるよう、条例改正も含めて、今後の事務のあり方について検討されたい。
回答	両施設ともに、令和7年度中に、規定に沿った施設運営となるよう条例改正を含めた対応を行ってまいりたい。